

令和4年度
大子町行政評価報告書

令和4年11月

大 子 町

【目 次】

- 1 行政評価の位置づけ……………1
- 2 行政評価実施の効果……………1
- 3 行政評価の種類……………1
- 4 行政評価の手法……………1
 - (1) 評価対象事業の選定
 - (2) 事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施
 - (3) 事務事業評価委員会による二次評価の実施
 - (4) 評価結果の議会への報告及び公表
- 5 事務事業評価結果……………2

大子町の行政評価

1 行政評価の位置付け

本町における行政評価制度は、「第6次大子町総合計画」で示されている、町が行う事務事業について、目的妥当性、有効性、効率性、公平性等の観点から客観的に分析し検証を行い、事務事業の効果的かつ効率的な推進及び行政運営の透明化を確保することを目的としています。

なお、評価結果については、次年度以降の事務事業の取組みに反映させ、効果的な事業の展開を図るとともに、町民に広く公表し情報の共有を図ることで、計画の進行管理を確保することとしています。

2 行政評価実施の効果

行政評価を実施すること、また、評価結果を町の施策に適切に反映させていくことにより、以下のような効果が期待されます。

【期待される効果】

- ① 町民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の向上
- ② 町民本位の効率的で質の高い行政の実現
- ③ 町民の視点に立った成果重視の行政への転換

3 行政評価の種類

行政評価は一般的に、評価対象とされる町の総合計画の段階によって「政策評価」、「施策評価」及び「事務事業評価」の3つに区分されます。

区分	内容
政策評価	町の発展に向けた基本的な方向性を示す政策（「第6次大子町総合計画」の「基本構想」で示されている「5つの重点戦略」及び「基本計画の推進方向」で示された各政策）を評価するもの。
施策評価	政策を実現するために総合的・体系的に示された各分野において取り組むべき施策（「第6次大子町総合計画」の「基本計画」で示されている各施策）を評価するもの。
事務事業評価	施策の目的を実現するための具体的な手段である事務事業（「第6次大子町総合計画」の「実施計画」に記載された具体的な事業）を評価するもの。

本年度に実施する行政評価は、町の取組みの基本的な単位であり、町民や職員にとって最も身近である「事務事業」を評価する「事務事業評価」とします。

4 行政評価の手法

(1) 評価対象事業の選定

スクラップアンドビルドを意識した事業で大子町行政評価実施要綱第2条に基づき、副町長が選定した事務事業とします。

(2) 事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施

各課等の担当者は、選定された評価対象事業の事務事業評価調査書を作成し、所属長のチェックを受けた後、まちづくり課に提出します。

(3) 事務事業評価委員会による二次評価の実施

大子町事務事業評価委員会（副町長、教育長、総務課長、まちづくり課長及び財政課長で組織）は、各課等から提出された事務事業評価調査書の審査を行います。

(4) 評価結果の議会への報告及び公表

評価結果の内容については、町議会で報告し、町ホームページで広く公表します。

令和4年度事務事業評価総括票

- 1 継続（現行どおり） 2 見直し（拡充） 3 見直し（縮小） 4 見直し（改善）
5 他事業と統合する 6 休止又は廃止

No.	担当課	事業名	状況等	総合評価		評価コメント等
				一次評価 (担当課評価)	二次評価 (委員会評価)	
1	総務課	自衛隊関連団体運営事業	自衛隊家族会、勝田自衛隊協会の運営を行っている。会員の高齢化、会員数の減少、事業参加率の低下、役員への受け手不足が顕著である。講演会や研修視察の企画立案、会費徴収事務等、運営は全て事務局（総務課）で実施している。任意団体として整理し、事業は現行どおり継続することで、会の円滑な運営、事務局の負担軽減に努めたい。	3 見直し（縮小）	4 見直し（改善）	事業の存在意義は不変でも、運営方法は時勢に見合った適切な見直しが必要である。簡略化できるところと円滑な運営について齟齬のないよう、事業を精査し、行政事務の一部として効率的に事業を実施すること。
2	農林課	鳥獣被害対策実施隊関連事業	鳥獣被害対策実施隊は報酬年額（1,000円/人）と、本隊に対する委託料をもって駆除活動に当たっている。委託料は活動に係る燃料代を賅う程度であり、活動の維持が圧迫されている。豚熱の終息後を見据え、捕獲数が少ない中でも駆除技術が維持できるように、隊員の処遇改善を図る必要がある。また、駆除活動中の事故に対する安全確保の必要がある。	4 見直し（改善）	4 見直し（改善）	鳥獣被害対策は継続して取り組むべき事業であり、事業の継続性を高めるため、隊員の意欲向上につながるよう報酬額改善等の処遇改善を図ること。
3	観光商工課	雇用促進奨励金	企業立地（営業所の設置含む。）又は事業拡張に伴う新規雇用奨励金を交付している。企業立地案件が少ない状況にあるものの、本事業は雇用の継続に効果的である。今後も引き続き制度案内に努め、企業立地を促し、雇用機会が生み出されるよう継続して推進すべき事業である。	4 見直し（改善）	4 見直し（改善）	地元企業や新規の企業立地促進や活性化のために有効な事業である。関係各課との連携強化、及び有効な広報手段を検討し、利用促進を図ること。
4	建設課	水防事業（建設課分）	中心市街地に配置されている排水ポンプ、久慈川の樋門について、業務委託で管理運営をしている。久慈川の治水対策や中心市街地の排水計画により排水計画が変化していき、降雨災害が激甚化・頻発化する中、関係課、関係機関との調整を図り、有事の際に備え体制の構築が必要である。	4 見直し（改善）	4 見直し（改善）	異常気象による降雨災害の激甚化が現実のものとなってきており、本事業の見直しが必要であると考える。関係課、関係機関との総合的な組織の構築を図ること。
5	福祉課	新生児すくすく祝金事業	出産時の経済的支援、子どもを産み育てやすい環境づくりを目的として祝金を支給しているが、出生後、祝金を受領後に転出する案件があり、定住に結びついていない。複数回、あるいは複数年度での支給等により、定住することで受領できる仕組みを検討する必要がある。	4 見直し（改善）	4 見直し（改善）	子育て支援施策として有効な事業であるため、複数年度での分割支給をする等、定住促進及び公平性が担保されるよう制度内容を検討すること。また、出生数が減少傾向であることから、増額等も含め検討すること。
6	福祉課	敬老祝事業	高齢者に対し、敬老祝の金品を贈り、長寿を祝福するとともに、町民の敬老思想を深め、老人福祉の増進を図る事業である。配布方法、対象年齢ごとの祝品の内容等により事務が煩雑となっている。また新型コロナウイルス感染症への対策により、郵送対応としたことによる費用の増加等、事業の見直しが必要である。	3 見直し（縮小）	4 見直し（改善）	町を支えてきた高齢者に畏敬の念を抱き、長寿を祝福することは大切なことである。高齢者福祉の推進と事務の効率化を両立できる支給方法を検討すること。
7	福祉課	介護用品事業	介護用品の支給事業は、介護保険・地域支援事業の任意事業の位置づけから外れており、市町村独自財源での実施となっている。国・市町村に対し事業の廃止・縮小に向けた方策を検討するよう求めている。支給要件の見直し及び、在宅高齢者を介護する家族等に介護に関する知識の啓発普及を行っていく必要がある。	3 見直し（縮小）	4 見直し（改善）	現行の制度では全ての高齢者が対象となっているため、支給要件を見直し、事業の公平性を確保する必要がある。必要な方に必要な支援が届く制度設計を検討すること。
8	健康増進課	医療相談アプリサービス事業	子育てサポートの一つとして、スマートフォンにダウンロードしたアプリを通して、医師への無料の医療相談、町の子育て情報等の配信している。導入後3年目を迎え、類似サービスと内容の比較を行う必要がある。	4 見直し（改善）	4 見直し（改善）	登録者数、相談件数が増加傾向であることから、今後もニーズは高まると思われる。住民ニーズを反映し、より実効性のある内容に転換し、住民サービスの向上につなげること。
9	生活環境課	町営墓地・霊園管理業務	墓地使用料及び管理料の賦課から徴収（滞納整理を含む。）まで生活環境課で行っている。支払いに応じない利用者の情報が少なく、滞納整理を行う上で苦慮している。収納業務の一元化により効率的な滞納対策を図る必要がある。	4 見直し（改善）	4 見直し（改善）	債権管理一元化の必要性は理解するが、現状では制度や体制が整っておらず困難である。関係課の連携を図り、十分な協議と検討をすること。
10	生活環境課 環境センター	一般廃棄物収集及び処理に関する事業	ごみ処理手数料及び厨芥類処理手数料の賦課から徴収（滞納整理含む）までを行っているが、収納業務の一元化により効率的な滞納対策を図る必要がある。	4 見直し（改善）	4 見直し（改善）	債権管理一元化の必要性は理解するが、現状では制度や体制が整っておらず困難である。関係課の連携を図り、十分な協議と検討をすること。
11	生活環境課 衛生センター	生活排水処理事業	し尿処理手数料及び浄化清掃手数料の賦課から徴収まで行っている。支払いに応じない利用者の情報が少なく、滞納整理を行う上で苦慮している。収納業務の一元化により効率的な滞納対策を図る必要がある。	4 見直し（改善）	4 見直し（改善）	債権管理一元化の必要性は理解するが、現状では制度や体制が整っておらず困難である。関係課の連携を図り、十分な協議と検討をすること。
12	教育委員会事務局 学校教育担当	英語技能検定試験補助	大子町立中学校に就学する生徒の保護者を対象に、英語技能検定の受験に係る検定料及びテキストの購入費用について補助金を交付し、受検率及び合格率の向上、英語力及び学習意欲の向上に寄与している。小中学校での外国語教育の充実、中・高連携事業による地域の教育水準の向上、保護者負担の軽減と教育の機会の均等を図るため、対象範囲を小学校から高校まで拡充する必要がある。	2 見直し（拡充）	2 見直し（拡充）	グローバル人材育成に直結する施策として有効である。町立小学校、町内県立高校に対する補助金の拡充を検討すること。
13	教育委員会事務局 生涯学習担当	大子町文化福祉会館自主事業	文化福祉会館まいんの活用を図るため、また、文化振興のため幅広いジャンルをそろえて催しを開催、低価格で提供している。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大により事業を中止した。事業開始から10年以上経過しており、所期の目的は達成できたと考えており、事業を廃止してよいと考える。	6 休止又は廃止	6 休止又は廃止	文化福祉会館の自主運営事業は10年以上を経過し、まいんの活用を図るという所期の目的を達成できた。行政主導の方法からの転換の時期にきている。現行の事業は廃止し、民営等、町民のための芸術文化の振興に資する事業を新たに検討すること。
14	消防本部 予防課	住宅用火災警報器の設置推進	住宅火災による死者の多くが就寝時間帯に逃げ遅れにより発生していることから、早期に火災の発生に気づき、逃げ遅れによる死者を防ぐため火災警報器設置事業の推進しているが、令和4年6月時点で設置率が54%にとどまっている。火災における死傷者を少しでも減らすため、火災の煙がいかに危険性が高いものかを町民に理解していただく広報を継続的に実施する必要がある。	1 継続（現行どおり）	2 見直し（拡充）	住民の安心安全の確保のために、効果的な普及方法を講じることが急務と考える。チラシの作成、アプリでの通知やSNSの活用など、有効な広報手段を検討し、設置促進を図ること。